

第5次府中市特別支援教育推進計画（案）に対する パブリックコメント手続の実施結果について

1 意見の提出期間

令和7年11月18日（火）から12月17日（水）まで

2 意見の提出者数

提出者数	件数	意見の提出方法（人数）		
		フォーム	郵送	意見投函箱
7人	50件	6人	1人	0人

3 意見の概要及び意見に対する教育委員会の考え方

章	項目	主な意見の概要	教育委員会考え
第1章	推進計画策定の背景	「障害の人権モデル」について、第1章1（8）、第3章方向性I（取組2or3）及び用語集に追記してください。	本計画では、国や東京都の動向を踏まえ、共生社会の実現に向けた重要な考え方の一つとして「障害の社会モデル」という言葉を盛り込んでいます。「障害の人権モデル」の記述については、今度の国や都の動向を注視してまいります。
		第4次府中市特別支援教育推進計画P4には「こども基本法」の記述がありましたが、第5次には記述が見当たりませんでした。どのような経緯で記述がなくなったのでしょうか。	第5次推進計画については、第4次府中市特別支援教育推進計画の趣旨を内包した計画として策定しており、第1章に記載している都や国の計画等については、第4次推進計画策定後に示されたものを掲載しています。
	推進計画の基本理念及び方向性	境界型の子供が、可能性を広げられる場所ができる事を期待します。	全ての児童・生徒一人一人が能力を最大限に伸ばし、それぞれの状況に応じた自立と社会参加を促進するために、一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる多様な学びの場の充実を図ってまいります。
第2章	方向性I-1	サポートルームへスクールカウンセラーも巡回し、連携する必要があると思います。	サポートルームを利用している児童・生徒や支援が必要な児童・生徒の相談やアセスメント、教員への助言等、スクールカウンセラーの活用の充実を図ってまいります。
		読み書き障害を早期に発見し支援につなげる必要があります。読み書き障害があると学習に躓きが起きやすく、不登校になる可能性も高いため、就学時診断時と、1年時に数回、読み書き標準テストを全生徒に実施するなど、つくば市の取組と成果をお手本にしてほしいと思います。	読み書き障害等の学習障害の早期アセスメントの必要性は認識しており、ICTを活用するなど、通常の学級の教員が利用しやすいアセスメントツールの活用に向けた環境整備について検討していきます。
	方向性I-2	情緒学級について、いつ何をどのように検討してきた（している）のか、具体的な検討の内容を明らかにしてください。	自閉症・情緒障害特別支援学級の設置については、近隣市の設置状況の把握、設置による成果と課題、運営方法等を調査・研究した他、設置した場合、設置しない場合の支援の在り方等を検討して

		きています。
	府中市では情緒学級を設置していませんが、現体制で、このような児童生徒にどのように対応可能だということでしょうか	自閉症・情緒障害の児童・生徒への支援については、通常の学級と特別支援教室の指導・支援の接続を図り、支援を充実させてまいります。また、子ども発達支援センターはばたきとの連携を強化するなど、アセスメント機能、相談機能の一層の充実を図り、重層的な支援体制を整えてまいります。
方向性 I-3	府中市内の放課後等デイサービスの施設情報が知られておらず、情報にたどり着くまで時間がかかる保護者が多いので、特別支援教室で配布する必要があると思います。	保護者が放課後等デイサービスの情報が得やすいように担当課等と情報共有し、今後の施策運営の参考にさせていただきます。
方向性 I-4	きこえとことばの教室の保護者送迎の負担を減らす必要があると思います。	時間割の工夫やオンライン指導を一部取り入れるなど、通学時間の負担軽減に向けた工夫について検討していきます。
	きつ音について、担任が正しい接し方を知らない、学級で他の生徒から注意が起こってしまうことがあります。担任への知識を普及してほしいと思います。	通常の学級の教員が参加する研修会や幼保小合同研修会等で、難聴・言語障害通級指導学級の教員が吃音について情報提供するなど、吃音への理解が深まるよう取り組んでおり、引き続き充実を図ってまいります。
	発達支援サポーター養成講座のスケジュールがタイトすぎるため、月に1回程度や、市民が参加しやすい曜日、時間帯を検討してほしいと思います。	いただいたご意見については、子ども発達支援センターはばたきとも共有いたします。
方向性 I-5	保育所等訪問事業の事業内容が保護者に全く知られていないので、啓発が必要だと思います。	いただいたご意見については、各事業担当課等と情報共有し、今後の施策運営の参考にさせていただきます。
	教員、支援員だけではなく、学童指導員でも発達障害について対応する知識が必要になってきています。オンデマンドの学びの対象に入れてほしいと思います。	いただいたご意見については、各事業担当課等と情報共有し、今後の施策運営の参考にさせていただきます。
方向性 II-3	作業療法士だけでなく、読み書き障害を早期に発見するため、言語聴覚士さんも学校へ定期的に巡回する必要があります。	専門職の活用については、今後も検討してまいります。

	特別支援教育の状況	「特別支援学級等に在籍する児童・生徒数の推移」については、市全体の児童・生徒数に在籍者も載せていただき、特別支援教育を必要とする児童・生徒の割合についてご説明いただくことで推進計画の理解が深まると考えました。	特別支援教育については、支援が必要な全ての児童・生徒が対象であり、特別支援学級等を利用している児童・生徒数もその一部であると考えています。
第3章	方向性 I-1	境界知能の児童生徒への支援を忘れないようにお願いいたします。個別の配慮がしやすい少人数制の支援級であっても、やはり授業の大部分は一齐指導にならざるを得ないので、個別最適な学びを得ることがなかなか難しい状況があります。個々の能力に応じた学びが得られるよう、取組を検討いただけますようお願い申し上げます。	一人1台端末等のICT機器の活用や教室環境の改善を図るなど、児童・生徒の発達の特性に応じた多様な学びを提供し、個別最適な学びと協働的な学びを充実させるとともに、学習における困難さの改善を図る取組を推進してまいります。
	方向性 I-1 他	アセスメントの重要性が本計画で繰り返し述べられていることに希望を感じます。アセスメントの不足や誤りが、問題を複雑化させます。専門的かつ多角的なアセスメントと、それに応じたエビデンスや実績のある対応策が導入されることで、現場の疲弊は各段に軽減されます。これを実施するには、調整役も専任が必要です。是非実効性のある仕組みを整えてください。	校内委員会の充実や子ども発達支援センターとの連携など、アセスメント機能の充実に向けた取組を推進してまいります。
	方向性 I-2	インクルーシブ教育の推進においては、通常級、情緒学級のみならず、知的支援級についても十分に検討していただきますようお願い申し上げます。知能は有無ではなく切れ目のない高低であり、しかも知能というのは多面的で、得意不得意もあり、また対人的な素質等によって集団への適応が良い場合もあり、知的支援級にもインクルーシブ教育が十分可能な面が多々あります。	各学校や児童・生徒の実態に応じて、学校行事等の交流活動にとどまらず、教科、領域等における交流及び共同学習を計画的に実施するなど、取組の充実を図ってまいります。
	方向性 I-3	支援学級と通常学級の交流、共同学習は府中市ではかなり限定されています。市として交流の指針や目標を立て、学校任せにせず指導する必要があるのではないのでしょうか。	各学校や児童・生徒の実態に応じて、学校行事等の交流活動にとどまらず、教科、領域等における交流及び共同学習を計画的に実施するなど、取組の充実を図ってまいります。
		「個別最適な学び」の拡充と発展の可能性について、第3章方向性 I（取組3）に是非追記してください。ICT機器や教室環境だけでなく、プリント等の従来型の教材や普段の授業においても、特性に応じた工夫が可能です。その点に触れられていないことに違和感を覚えますし、現場の着眼点として必要ではないのでしょうか。また逆に、特別支援教育の観点を活かすこと	ご指摘の通り、全ての学習場面で、児童・生徒一人一人の状況に応じた個別最適な学びの実現が重要と考えています。第3章方向性 I「ウ 学習環境の改善と整備」の中で記載しているように、一人1台端末等のICT機器の活用や教室環境の改善を図るなど、個別最適な学びと協働的な学びを充実させるとともに、学習における困難さの改善を図る取組を推進してまいります。また、安全で安心

	<p>で、特別支援の対象となっていない全ての児童生徒にも、個別最適な学びを提供し、学びのユニバーサルデザインへと発展できる可能性があることについて、是非触れてください。</p>	<p>した環境で学習が行えるよう、「障害の社会モデル」の視点からユニバーサルデザインや合理的配慮の視点に立った学習環境の整備に努めます。</p>
	<p>特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、教育委員会などいろいろある中で、保護者が困ったときに相談できる人は誰なのかよくわからないため、明確にしていきたいです。</p>	<p>府中市の特別支援教育や相談窓口や学校の相談窓口について保護者の方に理解いただけるよう、周知・啓発の充実に努めてまいります。</p>
<p>方向性 I-4</p>	<p>聴覚障害を併せ持つ子が支援学級に在籍するのはまれであると思いますが、それ故に、教員が聴覚障害について学ぶ機会がなく、理解を得られにくいと感じました。 例えばそのような子が在籍している場合、難聴通級指導教室の教員から助言や研修をしてもらうことはできないのでしょうか。</p>	<p>多様なニーズに対応するために必要な情報や教員の専門性を発揮して情報共有するなどの機会の充実を図ってまいります。</p>
	<p>校内・通常級との交流及び共同学習を進める以前に、まずは在籍する支援学級の土台がしっかりしていなければいけないと思います。 教員によって学級崩壊が起きたり雰囲気が変わってしまったり、教員によって差がある状況です。より充実した研修を行うなど、教員の専門性の向上を図っていただきたく思います。</p>	<p>教員の専門性の向上を図るために、学校や市教育委員会における研修の充実を図ってまいります。</p>
	<p>子どもたちがより安心してインクルーシブ教育を受けられる環境整備が、今後一層求められると感じています。そのため、新規採用の教員や通常級担任の教員を対象に、特別支援教育や合理的配慮に関する研修機会を継続的に設けていただくことが重要だと考えています。特に新規採用の教員が担任業務を行う前に、しっかりと特別支援教育の研修を受けることが必要ではないでしょうか。</p>	<p>教員の専門性の向上を図るために、学校や市教育委員会における研修の充実を図ってまいります。また、支援員等も対象にした研修についても充実を図ってまいります。</p>
	<p>情緒学級に代わる支援体制の一つとして挙げられていることから、合理的配慮支援員に専門の資格が求められないというのは非合理的です。本来、専門的な知識・経験が求められる重要な役割です。合理的配慮支援員の専門性が不十分で、支援員が付いても効果が出ないケースも往々にしてあるようです。合理的配慮支援員を有資格にし、給与を上げる必要があります。</p>	<p>引き続き、合理的配慮支援員を対象にしたオンデマンドやオンライン配信等での研修の機会を設けるなど、専門性の向上を図ってまいります。また、子ども発達支援センターが開催する発達支援サポーター養成講座の修了者に支援員となってもらうように促すなど、支援員等の配置の充実を図ってまいります。合理的配慮支援員の任用資格等については、今後も検討してまいります。</p>

方向性Ⅰ-5	情緒学級の設立はインクルーシブ教育を阻むものではありません。インクルーシブとは、単に皆が常に同じ部屋の中にいることではありません。障害や特性に対応するためやむなく授業を分ける必要性を認めてください。個々の必要性に応じて授業が分けられても、児童生徒の存在を分離しないようにする方法は多々あります。存在を分離しない形での情緒学級の設立を目指せば良いのではないのでしょうか	共生社会の実現に向けて、多様な背景を持つ子供が共に学び、体験し、相互理解を深めるとともに、一人一人がその個性や能力を伸ばしながら自己実現を目指すことができる教育を着実に進めてまいります。
	愛の手帳を持っていると特別支援教室が利用できないというのは差別的だと感じます。知的障害の診断を受けた者の学習能力を否定していると考えざるを得ません。知能は有無ではなく切れ目のない高低であり、しかも多面的なものです。特別支援教室の効果が得られることが期待できるかどうかは、愛の手帳の取得状況とは切り離して考えるべきです。	東京都が策定した「特別支援教室の運営ガイドライン」(令和3年3月)では、特別支援教室の対象となる児童・生徒は、「通常の学級に在籍し、知的障害がなく発達障害等があり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒である」と示されており、本市ではこのガイドラインに準拠して取り組んでおります。
	特別支援教室は従来のように週4時間以上に必要に応じて戻せないのでしょうか。週2時間では不足しているという声が多々聞かれます。	特別支援教室での指導時数は、在籍学級での状況、本人・保護者の意向、指導体制等を総合的に検討し、標準の指導時間の範囲内で決めております。
	入学後に特別支援教室の利用希望を出した場合、最短で利用可能なのが2学期からです。支援を必要としている子供にとって1学期間は非常に長く待たれてしまいます。より早期に利用開始できるようにしてください。	入学当初から特別支援教室の利用を検討されている場合には、就学相談を利用することで、入学当初から特別支援教室を利用できる可能性があります。小学校入学後の学校生活を見てから検討したいという場合には、入学した小学校で児童の状況を把握し、支援方針等を検討するための期間として3か月程度は必要と考えています。なお、入学後の学校生活に不安がある場合には、かけはしシートを活用し、入学前に入学予定の小学校と支援について相談することもできますので、ご活用ください。
	合理的配慮について、教職員間で共通理解がより深まる余地があると感じています。教員個々の経験や考え方によって支援の在り方に差が生じているように感じる場面もあり、より安定した体制づくりが重要ではないかと考えています。	学校や教職員が合理的配慮の意味を正しく理解し、児童・生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて可能な範囲で合理的配慮を提供できるよう、合理的配慮についての情報を適宜提供してまいります。
方向性Ⅱ-3	就学相談において、合理的配慮支援員の対象について保護者に正しく説明してください。聞かれたら答えるのではなく、市の制度として広く周知して	就学に関するガイダンスの充実を図り、保護者が安心して就学相談に臨めるよう、市の支援員制度についても、保護者が正しく理解できるよう周知・啓発の方

		ください。	法を検討してまいります。
第4章	用語集 用語集	P21「合理的配慮支援員」、P22「特別支援学級補助員」、P23「教育支援員」、P25「学校支援員」は、どのような仕事を担当されるのか用語集などで説明していただくと推進計画の理解が深まると考えました。	府中市の支援員制度について理解が深まるように用語集に記載します。
		P30『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）』の説明文で、国連の「障害者の権利に関する条約」に言及されているように、国連の「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)についても本文あるいは用語集で、第28条教育への権利、第29条教育の目的などの記述があると推進計画の理解が深まると考えました。	用語集については、本文に記載がある用語のみ記載するように整理します。第5次推進計画については、第4次府中市特別支援教育推進計画の趣旨を内包した計画として策定していることから、記載の無い各種法律や条約等についても、その趣旨等を反映していると考えています。
その他	特別支援教育協議会	府中市特別支援教育推進計画（案）の前に、府中市特別支援教育協議会の議事録が公開されていないので公表してほしい。	市立図書館の他、教育委員会ホームページで公開しています。
	パブリックコメント手続き	パブリックコメントの募集の周知が不足しています。ホームページで公開しても市民が気が付かなければ意味がありません。メールやラインの通知サービスも利用し、お知らせをより多くの市民に市から届けていく積極的な方策を取ってください。保育所・幼稚園・学校・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス等から家庭に通知してもらうことも可能なのではないのでしょうか。	より多くの市民の方からご意見をいただけるように、パブリックコメントの周知方法については、検討してまいります。
	その他	東京都フリースクール助成金以外の、自治体のフリースクール助成金を開始してほしいと思います。	いただいたご意見については、各事業担当課等と情報共有し、今後の施策運営の参考にさせていただきます。
		市のホームページについて。不登校のページへたどり着くのにとっても時間がかかります。わかりやすく、当事者が調べやすい仕様への変更をお願いいたします。	いただいたご意見については、各事業担当課等と情報共有し、今後の施策運営の参考にさせていただきます。
	不登校の生徒の給食費を還元してほしいです	いただいたご意見については、各事業担当課等と情報共有し、今後の施策運営の参考にさせていただきます。	
	不登校の生徒でスクールソーシャルワーカーを利用したいと学校へ申し出ても、不登校の生徒は利用することができないと断られるケースがあるので、教員への周知が必要だと思います。	いただいたご意見については、各事業担当課等と情報共有し、今後の施策運営の参考にさせていただきます。	

	<p>作業療法士さんと、サポートルームをつなぎ、個別の課題や作業について助言をいただく必要があると思います。</p>	<p>いただいたご意見については、各事業担当課等と情報共有し、今後の施策運営の参考にさせていただきます。</p>
<p>不登校の保護者会が各学校に必要です。同じクラス、同じ学年、同じ学校で当事者がつながることができず、孤立を深めてしまいますので推進をお願いします。そのためにも、府中市でペアレントメンター養成事業をすすめ、不登校の経験のある保護者とつなげてほしいと思います。</p>	<p>いただいたご意見については、各事業担当課等と情報共有し、今後の施策運営の参考にさせていただきます。</p>	
<p>保護者の就業で、聞こえとことばの教室や、不登校、母子家庭の学校送迎が難しくなっています。適応指導教室でも保護者の送迎を必要とするため、通所受給者証による移動支援を拡充し、各家庭の負担を減らす必要があると思います。</p>	<p>いただいたご意見については、各事業担当課等と情報共有し、今後の施策運営の参考にさせていただきます。</p>	
<p>社会福祉協議会の有償ボランティアでは、学校送迎には障害者手帳があれば支援対象となるそうですが、障害者手帳を持っていない児童は送迎対象とならないほか、ボランティアも看護師などの専門職が必要となりますが支援者側の料金が安価でなり手がないと思います。支援者を増やすために時給を上げたり、利用者負担が大きいという問題もあり、利用しやすいように改善が必要だと思います。</p>	<p>いただいたご意見については、各事業担当課等と情報共有し、今後の施策運営の参考にさせていただきます。</p>	
<p>合理的配慮支援員が、情緒障害等の児童生徒に認められた実績について公表してください。</p>	<p>支援員の配置が当該児童・生徒の支援につながる場合には、情緒障害等の児童・生徒についても支援員を配置しています。対象児童・生徒の障害種区分はしておらず、実績の公表は予定していません。</p>	
<p>合理的配慮支援員制度が、情緒学級に匹敵する支援となっているのか、効果を測定してください。</p>	<p>自閉症・情緒障害の児童・生徒への支援については、合理的配慮支援員の配置だけでなく、通常の学級と特別支援教室の指導・支援の接続を図り、支援を充実させることや、子ども発達支援センターはばたきとの連携を強化するなど、アセスメント機能、相談機能の一層の充実を図り、重層的な支援体制を整えていくことが必要と考えています。合理的配慮支援員制度についても、その効果を検証してまいります。</p>	

	<p>知的支援級の「なかよし学級」という学級名の命名は、その由来について記録が確認できないほど古いものであるということでした。今一度この学級名が現代の価値観及び府中市の特別支援教育方針に照らし合わせ、適当なものになっているのか、検討をお願いいたします。</p>	<p>「なかよし学級」という名称については、在籍の児童だけでなく、卒業生や保護者、教員等、多くの人がかかわる名称の変更となることから、丁寧な合意形成が必要であり、長期的な視点が必要と考えています。</p>
	<p>支援級のため越境通学をする場合のスクールバスの導入をお願いいたします。支援が必要な状況だからこそ支援級に通うのに、そのような発達状況にある子、または特性のある子が越境通学で徒歩1時間近く掛かる距離を往復するのは、通学自体がまず非常に高いハードルとなります。スクールバスが導入されない間は、せめて公共交通機関を使う場合の交通費の補助を検討ください。</p>	<p>特別支援学級を利用する児童・生徒の通学費については、所得により補助率が異なりますが、国が行っている就学奨励費補助金で補助を行っており、スクールバスの導入予定は現時点ではありません。</p>
	<p>根原的には府中市の職員一人に大量の仕事を割り当て、人件費を削っていることにより市民の生活に影響が出ていると感じています。予算を何に使うか、再考していただきたいと思いません。</p>	<p>いただいたご意見については、各事業担当課等と情報共有し、今後の施策運営の参考にさせていただきます。</p>